

静岡市 令和6年度 第1回 集団指導  
(令和6年度 報酬改定説明会)

5. 障害者入所系

【対象サービス】

療養介護

短期入所

共同生活援助

障害者支援施設(施設入所支援)



## 1 地域生活支援拠点等の認定

### 【対象サービス】障害者支援施設、短期入所

地域生活支援拠点等であることの認定にあたり、事前協議が必要になりました。障害者支援推進課への体制届の提出前に、障害福祉企画課と事前協議を行ってください。

#### 【対象となる加算等(者入所、GHのみ)】

- ・地域生活支援拠点等として短期入所を行った場合 100 単位/日(拠点位置づけのみ)
- ・地域生活支援拠点等として短期入所を行った場合 200 単位/日(連携調整者配置)
- ・地域移行促進加算(Ⅱ) 60 単位/日

#### 【改定後】

- ①障害福祉企画課に、「地域生活支援拠点等の認定について」(協議書)及び運営規程を提出。
- ②障害福祉企画課から、申請者に「地域生活支援拠点等の機能に係る通知書」を送付。
- ③障害者支援推進課に体制届、地域生活支援拠点等の機能に係る通知書、事業所の運営規程を提出。(体制等状況一覧表の「地域生活支援拠点等」の項目を「2. 該当」とする。)

#### 【改定前】

体制届の提出の際、事業所の運営規程に地域生活支援拠点等として担う機能を記載し、体制等状況一覧表の「地域生活支援拠点等」の項目を「2. 該当」とすることにより認定。

## 2 障害者支援施設等感染対策向上加算

### 【対象サービス】障害者支援施設、共同生活援助

感染症発生時に備えた平時からの対応として、障害者支援施設等は、感染者の対応を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症の発生時における対応を取り決めることが努力義務となり、平時から一定の体制を構築している場合には、加算で評価されることになりました。

また、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、これまでの協力体制に加えて、新興感染症の発生時等における対応についても協議を行うことが義務化されました。

#### 【新設】

- 障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅰ) 10 単位/月
- 障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 5 単位/月

### 3 高次脳機能障害者支援体制加算

#### 【対象サービス】障害者支援施設、共同生活援助

高次脳機能障害の利用者が全体の利用者の100分の30以上、かつ高次脳機能支援者養成研修修了者を事業所に50:1以上配置している場合に取得できる加算になります。なお、高次脳機能障害者については、次のいずれかの書類に診断の記載があることの確認が必要です。

- (1) 支給決定における医師の意見書
- (2) 精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書
- (3) 主治医の診断書

#### 【新設】

高次脳機能障害者支援体制加算 41 単位/日

#### 【対象者の確認方法】

以下(1)から(3)までについて、事業所ごと確認の上、請求してください。

#### (1)を適用する場合

本人の申し出による保有個人情報の提供にて対応が可能です。希望される場合、各区役所へご相談ください。

#### (2)を適用する場合

本人の申し出による保有個人情報の提供にて対応が可能です。希望される場合、各区役所又はこころの健康センターへご相談ください。

#### (3)を適用する場合

当該加算取得のために新たに診断書を取得するか、本人が保管している(1)、(2)に使用した意見書、診断書の写しをご確認ください。

### 4 基本報酬の見直し及び人員配置体制加算

#### 【対象サービス】共同生活援助

世話人の配置に応じた基本報酬区分(日中サービス支援型Ⅰ型 3:1、包括型Ⅰ型4:1など)が廃止されました。これに伴い、指定共同生活援助事業所に置くべき世話人及び生活支援員に加え、特定従業者数換算(従業者数の勤務延べ時間数を除するべき時間数を40時間として、従業者の員数に換算する方法)で、利用者の数を以下の加算区分で除して得た数以上の世話人又は生活支援員が配置されている場合に評価する報酬体系に見直しがされました。

なお、国が示す体制状況一覧表には、人員配置区分の欄に旧 I 型、旧日中支援 I 型等の記載がありますが、こちらは選択しないようお願いします。また、旧型で請求した場合、請求情報がエラーとなり、請求のやり直しをお願いすることとなりますので、くれぐれもご注意ください。

**【改定後】**

介護サービス包括型 置くべき世話人及び生活支援員6:1  
外部サービス利用型 置くべき世話人及び生活支援員6:1  
日中サービス支援型 置くべき世話人及び生活支援員5:1

**【人員配置加算(新設)】**

介護サービス包括型 12:1 若しくは 30:1  
外部サービス利用型 12:1 若しくは 30:1  
日中サービス支援型 7.5:1 若しくは 20:1

※人員配置体制加算の届出の記載例はP9をご参照ください。

## 5 自立生活支援加算

**【対象サービス】共同生活援助**

グループホームに入居中に一人暮らし等を希望するに至った利用者を含め、一人暮らし等にに向けた希望を持つ利用者を支援するため、現行の自立支援加算が拡充されました。

**【改定後】**

イ 自立生活支援加算(Ⅰ) 1,000 単位/月(包括型、外部サービス利用型)  
ロ 自立生活支援加算(Ⅱ) 500 単位/回 (日中サービス支援型)  
ハ 自立生活支援加算(Ⅲ) (包括型、外部サービス利用型において、住居単位で実施)  
(1)利用期間が3年以内 80 単位/日  
(2)利用期間が3年を超えて4年以内 72 単位/日  
(3)利用期間が4年を超えて5年以内 56 単位/日  
(4)利用期間が5年超 40 単位/日

**【改定前】**

自立生活支援加算 500 単位/回 ※入居中2回、退去後1回を限度

## 6 退去後(外部サービス利用型)共同生活援助サービス費

### 【対象サービス】 共同生活援助(日中サービス支援型をのぞく)

グループホームを退去した利用者(上記の自立生活支援加算(Ⅰ)または(Ⅲ)を算定していたものに限る。)に対し、当該利用者の居宅を訪問して算定要件を満たす内容の支援を行った場合に、退去日の属する月から3カ月(市町村によって引き続き支援することが必要であると認められた場合には最長6カ月)に限り、1月につき所定単位数を算定できるようになりました。なお、当該給付費を算定するためには、支給決定を受ける必要があります。

#### 【新設】

#### 退去後共同生活援助サービス費、退去後外部サービス利用型共同生活援助サービス費

2,000 単位/月

#### 【支給決定について】

##### ○対象者要件

グループホーム入居中に自立生活支援加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)が算定されている者

##### ○申請方法

(1)申請書には、共同生活援助の欄にチェックを入れ、「具体的な内容」の欄に退去後共同生活援助サービス費の支給決定を希望する旨を記載し、グループホーム入居中に、「自立生活支援加算(Ⅰ)又は自立生活支援加算(Ⅲ)」を受けていたことを記載

(2)サービス等利用計画案の提出及び一人暮らしへの移行に向けた利用者の意向を反映した個別支援計画を提出してください。

※申請者には、事業所側から、事前に自立生活支援加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)の算定を受けていたことを区役所窓口で伝えるよう助言していただくと、申請が円滑に進みます。

##### ○支給決定期間

原則最長3カ月

## 7 夜間支援体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)について

### 【対象サービス】 共同生活援助(日中サービス支援型をのぞく)

夜間支援体制加算の対象者数につきまして、毎年4月の体制届において誤った届出が散見されます。**対象者数は、現に入居している利用者数ではなく、利用者数等算出表によって算出される実績(新規及び定員増の時は原則として定員数)となりますので、ご注意ください。**

なお、住居が2つ以上あって、それぞれ異なる対象者数で請求される場合には、住居ごとの利用者数算出表の提出が必要となります。

例①

夜間支援従事者1人で、5人定員の共同生活住居において、前年度の全利用者の延べ数が1,500人、前年度の開所日数が365日の場合

→ $1,500 \div 365 \div 4.1$ 人。少数点第1位を四捨五入し、夜間支援加算の対象者数は4人。

例②

夜間支援従事者2人で、15人定員の共同生活住居において、前年度の全利用者の延べ数4,500人、前年度の開所日数が365日の場合

→ $4,500 \div 365 \div 12.3$ 人。少数点第1位を四捨五入して12人。12人を2人で支援するので、夜間支援加算の対象者数は6人。

例③

夜間支援従事者2人で、15人定員の共同生活援助において、前年度の全利用者の延べ数が住居1は3,400人、住居2は1,200人で、前年度の開所日数がいずれも365日の場合

→住居1は $3,400 \div 365 \div 9.3$ 人、住居2は $1,200 \div 365 \div 3.2$ 人。少数点第1位を四捨五入し、夜間支援加算の対象者数は住居1で9人、住居2では3人。



# 地域生活支援拠点等の登録

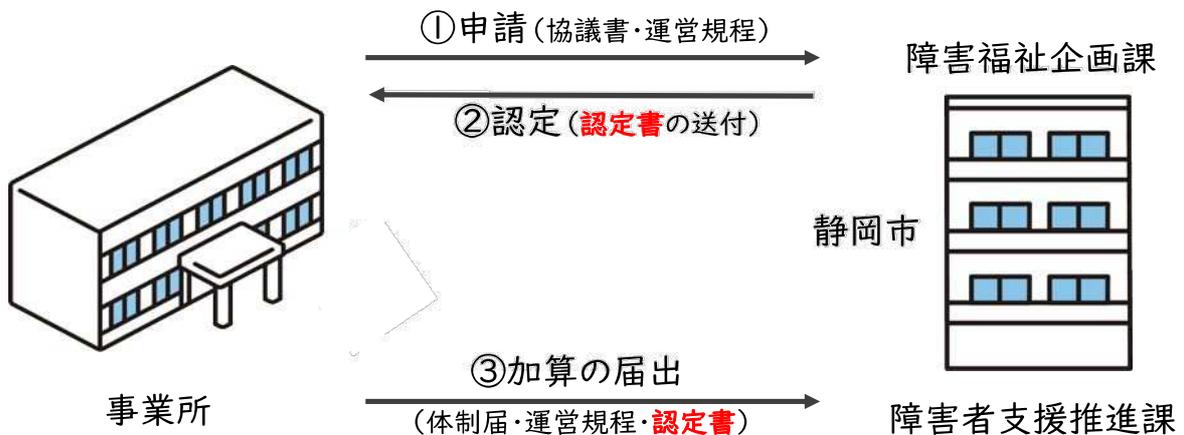
令和6年3月末に国から「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」通知があり、拠点の認定方法が変更になりました。これに伴い静岡市でも「地域生活支援拠点等が担う4つの機能」のうちいずれかを満たす事業所を地域生活支援拠点等として登録開始しました。



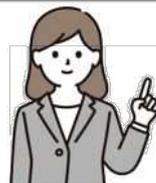
## 地域生活支援拠点等とは

障害福祉サービス事業者等の関係機関が相互に連携して障がいのある方に対する支援を実施することを目的とした体制です。次の4つの機能を地域の実情に応じて整備することとされています。①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成等

## 認定と加算の流れ



申請に関するQ&Aや静岡市の取組みは裏面へ！  
①の協議書は右記二次元コード内に掲載しています。



(静岡市HP)

### <お問合せ先>

#### ■拠点の認定について

障害福祉企画課

TEL 054-221-1198

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 新館15階

#### ■加算について

障害者支援推進課

TEL 054-221-1098

## Q&A

- Q.1 「地域生活支援拠点等が担う4つの機能」全てを満たさないと、地域生活支援拠点等として登録できない？
- A.1 4つの機能のうち、1つでも担う機能があれば登録可能です。  
※担う機能を運営規程に明記してください。
- Q.2 事業所番号の異なる複数のサービスの登録を行う場合、協議書は複数枚必要？
- A.2 事業所番号ごとに1枚の協議書が必要です。
- Q.3 協議書に「常時の連絡体制」や「常時の緊急受入体制」とありますが、常時の基準は？
- A.3 24時間を想定しています。
- Q.4 協議書の「整備状況及び整備促進の課題」や「支援を行う際の連携方法」は何を書く？
- A.4 担う機能を整備するために行っている取組みや課題を具体的にご記入ください。
- Q.5 加算の届け出はいつまでにすればいいの？
- A.5 各月15日までに障害者支援推進課に申請していただければ、翌月から適用されます。

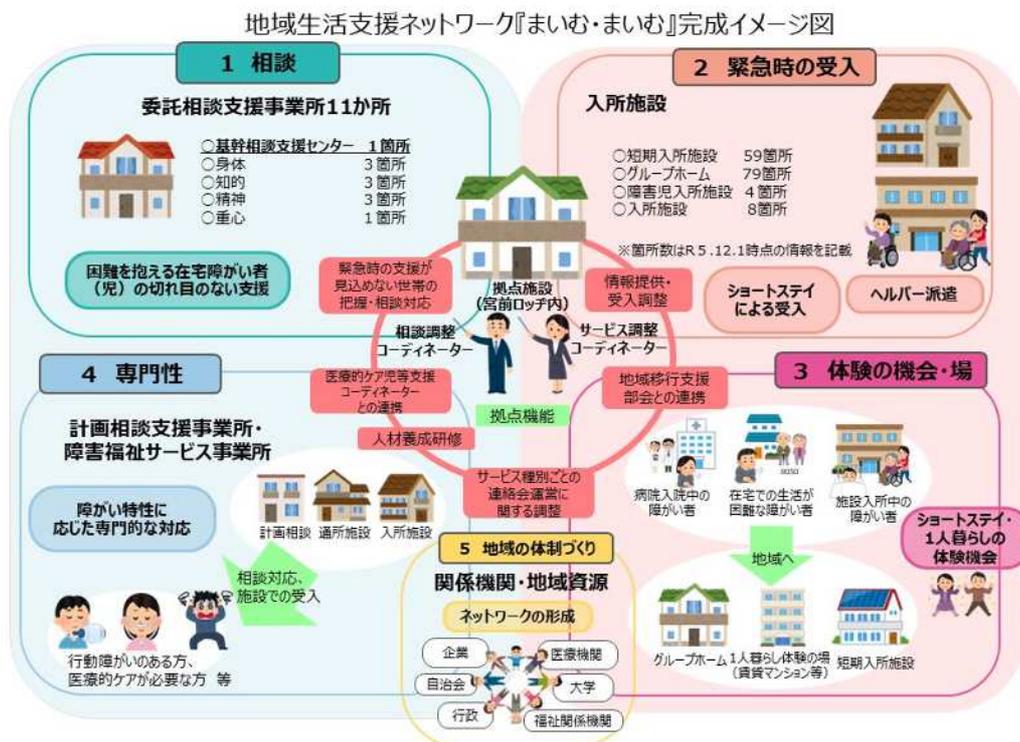
## 静岡市の取組み（まいむ・まいむ）

複数の拠点関係機関が分担して地域生活支援拠点等の機能を担う面的な体制（通称：まいむ・まいむ）の整備を行っています。地域に配置した相談調整コーディネーターとサービス調整コーディネーターが、各関係機関と協力しながら、障がいのある方が地域で安心して生活することができる体制のネットワークづくりに取り組んでいます。

### ●取組み（一部抜粋）

- ・相談支援事業所のない地域での相談会の開催
- ・短期入所空床情報共有ツールの運用
- ・サービス事業所連絡会の立ち上げ、出席
- ・専門的人材養成のための各種研修の実施

＼是非、ご協力ください！／



### 人員配置体制加算に関する届出書（共同生活援助）

1 法人・事業所の名称																																									
2 異動区分	1 新規	2 変更	3 終了																																						
3 サービス種別	1 介護サービス包括型	2 外部サービス利用型	3 日中サービス支援型																																						
4 申請する加算区分	人員配置体制加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ・Ⅶ・Ⅷ・Ⅸ・Ⅹ・Ⅺ・Ⅻ・ⅬⅢⅣ・ⅩⅣ）																																								
5 利用者数	前年度の利用者数の 平均値			人																																					
※ 新設の場合は推定値																																									
6 人員体制	特定従業者数換算で（ 12：1 ・ 30：1 ・ 7.5：1 ・ 20：1 ）以上加配																																								
7 人員配置の状況	<p>○基準上置くべき従業者数</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align:center;"> <tr> <th colspan="2">世話人</th> <th colspan="2">生活支援員</th> <th colspan="2">合計 (a)</th> </tr> <tr> <td>人数</td> <td style="color:red;">1</td> <td>人</td> <td style="color:red;">3</td> <td>人</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>勤務延べ 時間数</td> <td style="color:red;">2</td> <td>時間</td> <td style="color:red;">4</td> <td>時間</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>○人員配置体制加算の算定において必要な加配数</p> <table border="1" style="width:50%; border-collapse: collapse; text-align:center; margin-right: 20px;"> <tr> <th colspan="2">世話人等 (b)</th> </tr> <tr> <td>人数</td> <td style="color:red;">5</td> </tr> <tr> <td>勤務延べ 時間数</td> <td style="color:red;">6</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:50%; border-collapse: collapse; text-align:center;"> <tr> <th colspan="2">調整数 (c)</th> </tr> <tr> <td>人数</td> <td style="color:red;">7</td> </tr> <tr> <td>勤務延べ 時間数</td> <td style="color:red;">8</td> </tr> </table> <p>○人員配置体制加算の算定において必要な特定従業者数の合計 ( a + b + c )</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <math>a + b +</math> </div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 5px;">C</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <math>+</math> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <math>+</math> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 20px;"> <div style="background-color: yellow; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">加配加算に必要な員数</div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">→</div> <table border="1" style="width:50%; border-collapse: collapse; text-align:center;"> <tr> <th colspan="2">世話人等</th> </tr> <tr> <td>人数</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>勤務延べ 時間数</td> <td>0</td> </tr> </table> </div>					世話人		生活支援員		合計 (a)		人数	1	人	3	人	0	勤務延べ 時間数	2	時間	4	時間	0	世話人等 (b)		人数	5	勤務延べ 時間数	6	調整数 (c)		人数	7	勤務延べ 時間数	8	世話人等		人数	0	勤務延べ 時間数	0
	世話人		生活支援員		合計 (a)																																				
人数	1	人	3	人	0																																				
勤務延べ 時間数	2	時間	4	時間	0																																				
世話人等 (b)																																									
人数	5																																								
勤務延べ 時間数	6																																								
調整数 (c)																																									
人数	7																																								
勤務延べ 時間数	8																																								
世話人等																																									
人数	0																																								
勤務延べ 時間数	0																																								
<p>○実際の特定従業者数</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align:center;"> <tr> <th colspan="2">実際の事業所 配置 (予定) の員数</th> <th colspan="2">世話人等</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <td>人数</td> <td style="color:red;">9 + 11</td> <td>人</td> <td>0</td> <td>人</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>勤務延べ 時間数</td> <td style="color:red;">10 + 12</td> <td>時間</td> <td>0</td> <td>時間</td> <td>0</td> </tr> </table>						実際の事業所 配置 (予定) の員数		世話人等		合計		人数	9 + 11	人	0	人	0	勤務延べ 時間数	10 + 12	時間	0	時間	0																		
実際の事業所 配置 (予定) の員数		世話人等		合計																																					
人数	9 + 11	人	0	人	0																																				
勤務延べ 時間数	10 + 12	時間	0	時間	0																																				
人員配置体制加算 算定の可否					可																																				

青>赤以上で算定可

注1 「申請する加算区分」には、該当する番号（Ⅰ～ⅩⅣ）に○を付してください。  
 注2 「人員配置の状況」には、別紙 人員配置体制確認表及び参考表を参考にして、職員数を記載してください。  
 注3 「人員体制」には、該当する箇所に○を付してください。  
 注4 ここでいう特定従業者数とは、厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）第16号口に規定する特定従業者数換算方法により算定した従業者数をいう。

